

Global Advanced Metals Pty 及びその関連会社

サプライヤー倫理規定

1. 初めに

オーストラリアの親会社である Global Advanced Metals Pty Ltd 並びにその関連会社及び子会社（「当社」又は「GAM」）は、米国、日本や EU を含むグローバルな市場で事業を営んでおります。弊社へ物品、サービスの供給を頂いているサプライヤーの皆様には、自国の国境を越えた法律であってもそれらの法律に遵守することを求められることがあります。

本サプライヤー倫理規定は各サプライヤー様が弊社と共に、あるいは弊社の為に業務を遂行するにあたり求められる行動規範を示すことを目的としています。またサプライヤーの皆様には弊社の事業所を訪れるにあたり、本サプライヤー倫理規定と共に遵守が求められる弊社の基本理念、倫理規定、その他の方針に関し <http://www.globaladvancedmetals.com/about-us/code-of-conduct.aspx>にてご確認の上、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

2. 職場環境における責任: 弊社は各サプライヤー様がすべての適用法と下記の原則に従い事業を営むことをと求めます。

A. 雇用者規範: 雇用者と被雇用者の関係及び職場環境について定めた労働、雇用、賃金及び労働時間に関するその他の一切の適用を受ける法律を遵守すること。

B. 児童就労: サプライヤーの皆様には、業務上の最低就労年齢規定を含む児童就労に関する適用法の遵守を求めます。これは、特にサプライヤー様が児童の搾取的利用、身体的処罰・虐待、強制労働を許容しないことを意味します。

C. 自由選択による就労: サプライヤー様において、強制的、束縛的（借金による束縛を含みます。）若しくは年季奉公的な労働、強制的収容労働、奴隷として就労させること、又は人身売買は、許されてはなりません。その従業員は、自発的に就労し、個人の意志で適時退職が許され、雇用の条件として政府発行の身分証明書、パスポートや労働許可書の引き渡しを求めることは許容されません。

D. 賃金および給付: サプライヤー様においては、最低賃金、超過勤務手当、及び法律で定められた給付を含む全ての賃金に関する適用法が遵守されるものとします。

E. Freedom of Association 結社の自由: サプライヤー様においては、現地の法律に従って、自由に集会を開き、労働組合に加入し、又は加入せず、代表者を立てる当社の労働者の権利は、尊重されるものとします。

F. 安全・衛生環境: 弊社は、会社の安全・環境指針 <http://www.globaladvancedmetals.com/sustainability/our-policies.aspx> に示す通り当社のすべての従業員にとって安全かつ衛生的な職場環境を提供すべく取り組んでおり、また弊社の生産活動の環境への負荷が最小限にとどまるよう活動しております。弊社の事業所を訪れるにあたり、サプライヤーの皆様と同様な基準が求められます。もしこれらのことが実践されていないのであれば、各サプライヤー様の事業所においても同様な基準を採用することを推奨し、少なくとも安全衛生環境に関するすべての適用法に遵守することを求めます。

G. 贈呈品、優遇接待: 下記贈賄・腐敗防止 3(B)に加え、弊社は、サプライヤーの皆様、弊社の社員に対する贈呈品、ことづけ、接待の規定を遵守することを求めます、またこれらに関する適用法の違反についても同様、受取側がその会社の最良の判断を損ねる影響を及ぼすことを目的とした、あるいは影響を及ぼすことを目的としているかに見える、現金、小切手、支払注文、ギフト券、ローン、他の現金相当品の供与行為を禁じます。

3. グローバルマーケットにおける責任: 弊社は、グローバル市場においてオープンな競争を展開しており、全ての適用法と内部規定を遵守し公正な競争を行っています。サプライヤーの皆様には、弊社が事業を展開している国内法、オーストラリア、米国、日本、EU 各地域の法規が我々のビジネスに影響を及ぼすことを認識頂く必要があります。サプライヤー様の事業拠点に係らず、我々のビジネスに影響を与える重要な国際法規を下記に特記します。

A. 適法な競争: サプライヤーの皆様には、その商取引において、全ての国内および国際的な「反トラスト法」又は「競争法」への遵守を求めます。これらの競争法には、オーストラリア、米国、日本及び EU の法律ならび、当社の事業に影響を及ぼすその他各国の同様の法規が含まれます。

本サプライヤー倫理規定において競争法により課される全ての制限及び制約を列挙することは不可能ですが、それらは概して「取引を抑制する」契約、慣行を禁ずるものです。一般指針として、またこれらの法規に沿って、サプライヤーの皆様には、競合他社との間で競争法に違反する契約、合意、その他の活動に参与してはならず、これには以下のような例が含まれます。

- 競合他社との公式、非公式価格協定、生産割り当て、販売区域割り当て、製品割り当て、顧客の割り当て、供給業者割り当て。
- 競合他社との価格協議、流通慣行、顧客、製品開発、供給業者使用、事業計画、その他の非競合的な活動について。

B. 贈収賄及び腐敗行為の防止: サプライヤーの皆様には、その商取引において「贈収賄」及び「反腐敗行為」に関する全ての国内及び海外の適用法への遵守が求められます。これらの贈収賄防止法には、オーストラリア、米国（米国海外腐敗行為防止法「FCPA」）、日本及び EU の法律、その他弊社が事業を展開し影響を受ける国の同様な法律が含まれます。

本サプライヤー倫理規定において贈収賄防止法により課される全ての制限及び制約を列挙することは不可能ですが、それらは概して、それらの法に従って貴社が取引を行い、あるいは取引を求めている相手方である政府職員、政党又は候補者に対して、かかる者又は団体の行為若しくは決定に影響を及ぼすことを目的として、金銭又は何らかの価値のあるものを直接又は間接に申し出、支払約束、支払許可を禁ずるものです。かかる禁止には、賄賂、リベート、見返り、その他違法な支払が含まれます。

- 「何らかの価値のあるもの」には、現金、贈答品、食事、接待、ビジネス機会、当社の製品、雇用の申し出等、政府職員にとって価値のある可能性のあるものが含まれます。
- 「贈賄」とは、行為若しくは決定に影響を及ぼすか、特別な扱いを受けるか、取引を獲得若しくは維持するために、政府職員に対して不適正な支払の提供又は提供の約束をすることです。
- 「政府職員」には、政府の高官及び公務員、公職の立候補者、政党、国有企業、並びに政府が所有するか、政府が支配する企業及び合弁事業パートナーが含まれます。

- 「不適切な支払」とは、行為若しくは決定に影響を及ぼすか、特別な扱い若しくは個人的利益を受けるか、取引を獲得若しくは維持する為に、政府職員に対して行う直接又は間接（例えば、第三者を介した場合）の支払（現金、贈答品、豪華な接待、優遇、その他の価値あるもののいずれであるかを問いません。）の事です。
- 「リベート」とは、取引をもたらし、又は促した謝礼として、既に支払われたか、支払られるべき金額を返金することです。

C. 貿易規制法: 大部分の国において、国境を越えた商品、サービス及びアイデアの移動に影響を及ぼす法律（「貿易規制法」）が存在します。その中には我々が事業を展開しているオーストラリア、米国、日本、EU、その他の国の同様な法律が含まれます。貿易規制法には、国際的な輸出規制条約の署名国でもある諸国が含まれ、情報技術を含む商品及びサービスの輸出に適用される国内の措置が定められています。追加の経済貿易制裁に関する法が、そこでビジネスを行っている特定の国、例えば米国により一方的に課され、個人、法人に適用されることもあり、また（例えば国際連合安全保障理事会により）双方の国の間で課されることもあります。

サプライヤーの皆様には、その取引にあたり、適用されるすべての貿易法への遵守が求められます。その中には、米国や自国の貿易法が含まれ、貿易制裁、禁輸措置により、国際的な活動の制限、制約が課され、場合によっては、米国政府により強制されることもあります。そして下記について遵守が必要です。

- 知りながら、直接的、間接的に（米国輸出規制により定められた）(i) GAM より受領した技術データを輸出、再輸出しない、また(ii)それらの技術データの直接使用により造られた製品、プロセス、サービスを米国あるいは他の国の適用法により禁じられた向け先へ輸出、再輸出を行わない。（それらの法規が米国のもものと相反しないことが前提です。）それら現在米国の貿易制裁の対象となっている国は、（例えば、イラン、シリア、キューバ、スーダン、北朝鮮）などです。
- イスラエルに対する中東諸国ボイコットへの協力を個人として、企業として禁じる米国法への遵守。現在イスラエル品輸入ボイコットを実施しているのは、バーレーン、クウェート、レバノン、シリア、オマーン、カタール、サウジアラビア、シリア、アラブ首長国連邦、イエメンであり、ボイコットの要請があった場合は法に基づき米国商務省に報告が必要です。
- 米国の法に規定されている通り、テロリスト、麻薬密売者、など取引を禁止されている対象者とはビジネスを行わない、米国財務省海外資産管理局の国際リストとしてあげられたものに限らず。

D. Responsible Sourcing: コンフリクトフリーをリードする精錬企業として弊社の管理下で調達されたタンタルは、責任ある倫理的な供給源であることをお約束致します。鉍石、二次料（スクラップ、リサイクル品）を含む、弊社のタンタル原料の調達先は、OECD のデューデリジェンスガイダンス(<http://www.oecd.org/daf/inv/mne/GuidanceEdition2.pdf>)、金融規制改革法 1502 条、SEC（米国証券取引委員会）の実施規定、並びその他の紛争鉍物に関する国内、国際法に遵守することが求められます。

4. 法規または契約との相反: 本サプライヤー倫理規定の条文が適用法規の抵触基準と相反する場合は、その国の適用法が優先されます。例外として 3 条に関する判断については通知が求められます。本サプライヤー倫理規定がサプライヤー様と会社間の契約と相反する場合は、齟齬が生じている条件については、まず穏便な調整を行うものとします。それが合理的に可能でない場合は、本サプライヤー倫理規定が適用されるものとします。